○地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年九月一日政令第二百七十四号)(妙) 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

(削除)	M 則	第十条(略)	第九条(略)(公務で外国旅行中の職員に係る特例)	(削除)	() () () () () () () () () ()
金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族第一条の三 法附則第七条の二第二項の規定に基づき遺族補償年(船員等に係る遺族補償年金等の特例)	附則	第十一条(略)	第十条(略)(公務で外国旅行中の職員に係る特例)	第九条 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族補償年金は、かつ、その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族が五十五歳以上の妻又は法第三十三条第一項第一号の総務省令で定める障害の状態にある妻である場合を除く。)における船員に係る遺族補償年金の額は、一年につき、同号のにあつては、同号の規定による額に当力の五十を乗じて得た額を加算した額とする。 2 行方不明補償を受けるべき者が、その行方不明であつた者の死亡による遺族補償年金を受ける権利を有する追族補償年金を受けるを決した額とする。 支給しない。 支給しない。	現 行

(船員等に係る障害補償年金等の特例)

第一条の三 (略)

第

とす きは j 補 年 する法附 第十 遺年金に 金に係る障 条 相当 0 者に 第 几 同 条 す 項 に 則 + 支給さ る 定 第 係 \mathcal{O} 条 る障害等級に応じ、 害補償 額を障 規 8 五 0 分 る率 一条の二 定に 規 0 間 れ 定 . た 当 年金 害 かかわらず、 を 0 補 乗じて得た額 第一項の表の 適 障 前払 害補 償年金差 該 用 元を受け 障害補 償 時 年 その それぞ る者 額 償年 金 金 を加い を受 下 $\overline{\mathcal{O}}$ 時 者 · 欄 額 が 金 死亡 金として支給するも 算した額 れ け \mathcal{O} に \mathcal{O} \mathcal{O} 遺 掲 合 当 額 る げる額 族 該 計 権 及 し がに対 和を有 障 び た 額 害等 に満 場 当 が Ĺ に、 該 合 たない 級 障 に する その 当 該 害 お 該額 者 障 補 11 . ك 差 7 害 償 \mathcal{O}

害 額とする 該 に 該 1補償年 各号に定 対 障 条 !害補 応 す 五. る 償 め 法 年 前 船 る 附 金 払 員 E 額 則 に を 第 係 時 係 る法 加算した額を限度として総務省令 五. る 金 障 条 $\overline{\mathcal{O}}$ の二第一 害等級に応じ、 額 附 砂は、 則第五 附 項 条の三 則 \hat{O} 第 表 そ 第二 条 0 下 れ \mathcal{O} 欄に ぞれ当該 \equiv 項 各号に掲げ 0 掲 規 げ 定 で定め る 障 額 害 ょ I等級 る当 に当 る 障

> 応じ、 るの げ 補 定 し遺族 とす 規 る年 \mathcal{O} 償 は 定 適 年 用 で 齢 同 金 基づ 項 あ 受けること 係 達 0 き遺 7 表 L る 0 な 職 族 は 1 員 欄 該 補 t 0 ができる遺族 遺 償年金を受けることが 同 死 0 項 撂 族 が 中 補 あ け \mathcal{O} る場 る年 償 時 一受けること 年 期 齢 合 E 金 に係 応 13 に 法 達し お じ る 附 け 職 則 な が る 同 第七条 できることとさ 第 員 で V. 項 きる遺 九 ŧ 0 0 0 死 条 表 の 二 を 第 \mathcal{O} 除 0 族 下 第 時 項 欄 とあ \mathcal{O} 12 項 規 掲

(一条の四 (略)

第

う 額 応する法 害補償年金に係 ŧ \mathcal{O} 11 ときは、 既に第十 差額 ち、 年金に 条 のとする。 その 0 第 五. 相当 附 係る障害 者に支給された当該 +則 当 条 司 「する 項の 第 に 条 分 定 る障 Ŧī. \mathcal{O} \mathcal{O} 規 条 補償年金 規 額 める率を乗じ 間 を障害補 定にかかわら の二第一項 害等級に応 定 障 \mathcal{O} 適 害補 前 用 を受け 償 払 障 償 $\widehat{\mathcal{O}}$ じ、 年 て得た額 害 年 ず、 時 金差額一 表 補 金を受け それ る者 0 金 償 その 下 \mathcal{O} 年 を 欄 ぞ 額 金が 者の 時 加 に れ \mathcal{O} \mathcal{O} 死 る 当該障 亡 金として支給する 算した額 掲げる額 合 権 額 遺族 計 及 利 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 額 た を に対 場 害 が 有 に、 に 等 該 合 す 満たな 級に んる者 当 障 当 該 害 お 該 対 障 補 11

害 額とする に 該 該 **降害補** L補償 各号に 対 条 応 \mathcal{O} す 年 定 る 償 金 8 法 年 前 船 る 員に 附 金 払 額 則 に を 第 係 時 係 る障 金の る法 加算した額を限度として総務省令で 五. 条の二第一 害等 額 附 は 則 第五 級 に 附 応じ、 条の三 項 則 0 第 表 それ 第二 条 0 下 \mathcal{O} ぞれ 兀 欄 項 · 各 号 0 規 掲 当 げ 該 12 定 る 障 掲 定め よる 額 害 げ いる当 É 等 当 級 障

第一条の六 (略)

額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額とする。 金については、法附則第七条第一項の政令で定める額は、当該第二条の三 第十条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時

第一条の七 (略)

該額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額とする。 時金については、法附則第七条第一項の政令で定める額は、当第二条の三 第十一条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一